

県議会における新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応について

令和 2 年 4 月 10 日 策定

令和 2 年 5 月 15 日 改正

令和 2 年 6 月 4 日 改正

令和 2 年 8 月 31 日 改正

令和 2 年 9 月 24 日 改正

令和 3 年 2 月 4 日 改正

県議会では、これまで、新型コロナウイルス感染症に関し、特別委員会を設置するとともに、国に意見書を提出するなど、迅速かつ充実した審議に取り組んできた。また一方、審議過程における感染防止対策として、手指消毒剤の設置や必要に応じたマスクの着用、県の取組に沿った不特定の者の立ち入る議会スペースの消毒等の取組を実施してきた。

令和 2 年 4 月 7 日の緊急事態宣言発令以降は、議会災害等対策会議で協議するなど、更なる対策を講じ、5 月 25 日に緊急事態宣言が全面解除された後も、感染拡大防止に向け、必要な対策を講じてきた。

しかし、その後も首都圏を中心に感染拡大は続き、令和 3 年 1 月 7 日、再度、緊急事態宣言が発令された。

こうした情勢の中、県議会としては、感染防止対策を講じつつ、充実した議会審議を行うため、当面の間（「5 (2) 出席者の縮減」については令和 2 年 9 月 25 日から）、引き続き、次の取組を実施していく。

1 マスクの着用

会議（委員会等を含む）においてはマスクを着用する（各自用意）。

ただし、次の場合は、一時的にマスクを外すことは差し支えない。

- (1) アクリル板により遮蔽された場所（議場の演壇等）において、発言等をする場合
- (2) 給水や、熱中症予防等の自己の体調を管理するために必要な場合

2 アクリル板等による遮蔽措置

議場の演壇や傍聴受付等、飛沫感染防止の効果が期待できる場所に、必要に応じ、アクリル板等による遮蔽措置を講じる。

3 来訪者への対応

議員控室や会議室等、議会が管理する執務室等においては、来訪者（県職

員を除く。)に、マスクの着用、手指消毒の実施及び体温測定について、協力を依頼する。

4 傍聴の取扱い

本会議及び委員会の傍聴に関しては、インターネットによる視聴をお願いする。

5 3密（密閉・密集・密接）の回避に向けた取組

(1) 換気の徹底

議場その他の議会会議室における密閉空間を避けるため、十分な換気に努める。

(2) 出席者の縮減

本会議及び委員会については、議会審議に支障が生じない範囲で出席者を縮減する。

(3) 執務スペース等の確保への協力

執行機関に貸し出す委員会室の対象を、全委員会室、議会大会議室及び議会応接室とし、執行機関の過密な執務環境の緩和や感染防止対策用スペースの確保に協力する。

新型コロナウイルス感染症対策本部の運営等、執行機関が感染拡大防止等の対策を講じるにあたり、人的支援の要請があった場合は、可能な限り協力する。

6 県民意見等の聴取と情報発信

新型コロナウイルス感染症に関する県民意見等を聴取するため、専用のメールフォームを引き続き設置する。頂いた意見等は、議会クラウドに保存して議員の閲覧に供し、議会審議に役立てる。

請願書・陳情書は、郵送による提出をお願いする。

また、動画配信を含め、感染拡大防止に関する県議会としての取組を情報発信する。

7 状況を踏まえた議会日程の調整

今後の状況を注視し、議会運営委員会において、必要に応じて議会日程を調整する。

8 委員会の調査等

令和2年第3回定例会以降の委員会の県内・県外調査については、別に協議する。

また、国外に係る県政調査、委員会の海外調査及び議会友好代表団は、令和2年度は自粛する。

9 その他

状況に応じ、改めて議会災害等対策会議を開催し、県議会としての対応を協議する。